

第 I 編

- 貸金業法
- 利息制限法
- 出資法

第1章

貸金業法の目的と用語の意味

第 1 章

貸金業法の目的と用語の意味

第 1 節 法の目的と用語の意味

貸金業法は、①貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等（後述）の利益の保護を図るとともに、②国民経済の適切な運営に資することを目的として制定されました（法 1）。

貸金業法は、貸金業者に様々な義務を課し、義務違反に対しては、登録の取消しなど行政処分に止まらず、刑事罰も科されるのが原則です。そこで、法律の適用を明確にするため用語の定義が定められています。

両罰規定

①法人業者の代表者又は管理人、代理人、使用人その他の従業者、又は②個人業者の代理人、使用人その他の従業者が、その業者の業務に関して、貸金業法の義務に違反したときは、行為者のほか、その業者に対しても罰金刑が科されます（法 51 I）。

1. 貸付け

貸付けとは、**金銭の貸付け**と**金銭の貸借の媒介**をいいます（法 2 I）。

金銭の貸付け

手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法による**金銭の交付**を含みます。

金銭の貸借の媒介

他人間の金銭の貸借の成立のため努力することです。

手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法による金銭の授受の媒介を含みます。

● 手形の割引

手形を譲渡し、対価として手形金額から割引料を控除した金額を受け取ることです。

● 売渡担保

物の所有権等を、一定期間内に買い戻すことができる約定を付け、売却することです。

2. 貸金業と貸金業者

(1) 貸金業とは

貸金業とは、貸付けで業として行うものをいいます（法2Ⅰ）。

業としてとは、反復・継続する意思で行うことをいいます。1回しか行わなくても、反復継続する意思で行ったのであれば、業として行ったことになります。営利の目的があることは、必要ありません。

ただし、次のものは、貸金業法で規制しなくても資金需要者等の利益を損なうおそれがないので、貸金業から除外されます（法2Ⅰ、令1-2）。

【貸金業から除外される主なもの】

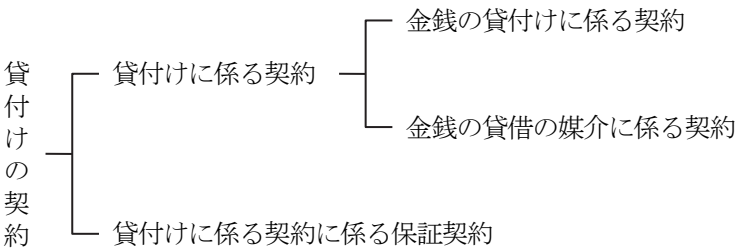
1. 国・地方公共団体が、行うもの（自治体の中小企業向け融資等）
2. 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が、行うもの（銀行や政府系金融機関の融資、質屋営業等）
3. 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者が、その取引に付随して行うもの
4. 事業者が、その従業者に対して行うもの
5. 労働組合（その直接又は間接の構成員以外の者に対する貸付けを業として行うものを除く。）が、行うもの
6. 公益社団法人及び公益財団法人（収益事業として貸付けを行うものを除く。）が、行うもの
7. 以下、略

(2) 貸金業者とは

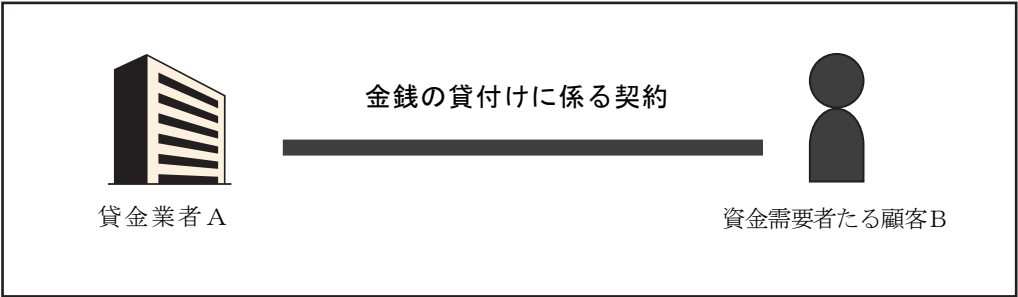
貸金業者とは、法第3条第1項の登録（以下、「貸金業の登録」といいます。）を受けた者をいいます（法2Ⅱ）。この登録を受けないで貸金業を営む者は、「貸金業者」ではありません。

3. 貸付けの契約

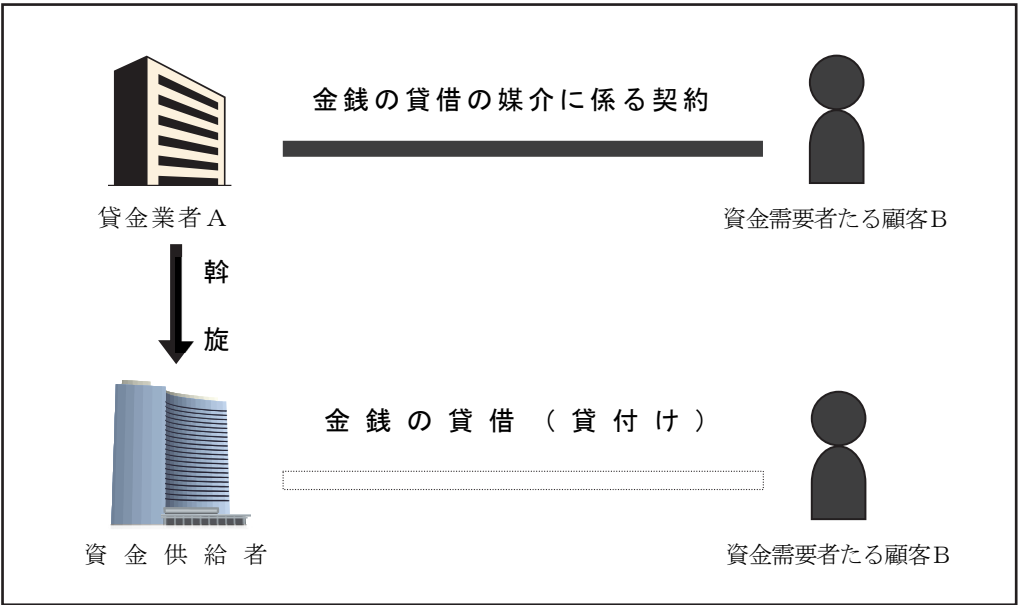
貸付けの契約とは、貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約をいいます（法 2 Ⅲ）。



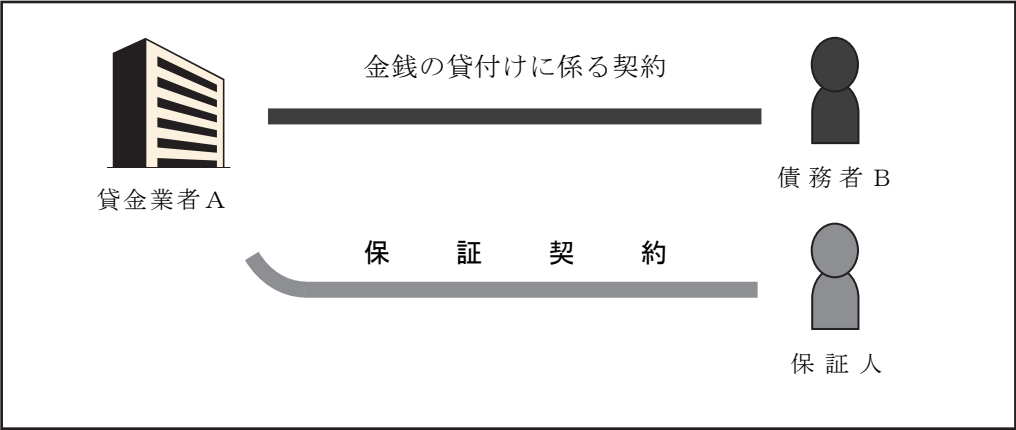
(1) 金銭の貸付けに係る契約



(2) 金銭の貸借の媒介に係る契約



(3) 金銭の貸付けに係る契約に係る保証契約



4. 貸付けの契約の相手方

顧客等とは、資金需要者である顧客又は保証人となろうとする者をいい（法 2IV）、
債務者等とは、債務者又は保証人をいいます（法 2V）。

この顧客等又は債務者等を、資金需要者等といいます（法 2VI）。

	契約前	契約後
貸付けに係る契約	資金需要者である顧客	債務者
保証契約	保証人となろうとする者	保証人

↓

↓

顧客等	債務者等
-----	------

資金需要者等



第 1 編 用語の意味（貸金業法第 2 条 本試験出題例）

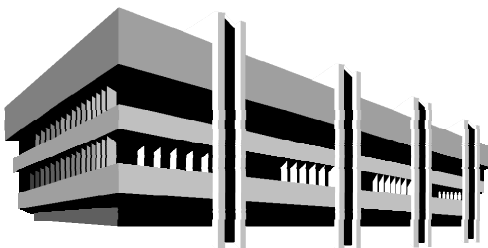
1. 「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。）で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く（法 2Ⅰ）。
 - ① 国又は地方公共団体が行うもの
 - ② 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの
 - ③ **物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの**
 - ④ **事業者がその従業者に対して行うもの**
 - ⑤ 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものが行うもの（詳細は、第 1 章）
2. 「貸金業者」とは、貸金業法 3 条 1 項の登録を受けた者をいう（法 2Ⅱ）。
3. 「**貸付けの契約**」とは、**貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約**をいう（法 2Ⅲ）。
4. 「顧客等」とは、資金需要者である顧客又は保証人となろうとする者をいう（法 2Ⅳ）。
5. 「債務者等」とは、債務者又は保証人をいう（法 2Ⅴ）。
6. 「**資金需要者等**」とは、**顧客等又は債務者等**をいう（法 2Ⅵ）。

以上、本章

第2章以下

7. 「極度方式保証契約」とは、極度方式基本契約に基づく不特定の債務を主たる債務とする保証契約をいう（法2IX）。
8. 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう（法2XI）。
9. 「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう（法2XII）。
10. 「信用情報」とは、資金需要者である顧客又は債務者の借入金の返済能力に関する情報をいう（法2XIII）。
11. 「個人情報」とは、個人を相手方とする貸付けに係る契約（極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものを除く。）に係る貸金業法41条の35第1項各号に掲げる事項をいう（法2XIV）。
12. 「住宅資金貸付契約」とは、住宅の建設若しくは購入に必要な資金（住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう（法2XVII）。
13. 「紛争解決手続」とは、貸金業務関連紛争（貸金業務に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。）について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう（法2XXI）。
14. 「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関と貸金業者との間で締結される契約をいう（法2XXIII）。

過去10年、3回以上出題



第2章

貸金業の登録

第 2 章 貸金業の登録

第 1 節 登録制度

1. 貸金業と登録

(1) 無登録営業の禁止

貸金業を営もうとする者は、次の行政庁の登録を受けなければなりません（法 3）。

登録とは、一定の事実又は法律関係を、行政庁が備える帳簿に記録することをいいます。

【登録を受ける行政庁】

2 以上の都道府県内に営業所又は事務所（以下、「営業所等」といいます。）を設置し、貸金業を営もうとする者	内閣総理大臣
1 の都道府県内にのみ営業所等を設置し、貸金業を営もうとする者	営業所等の所在地を管轄する都道府県知事

貸金業の登録を受けない者は、貸金業を営むことができません（法 11 I）。

また、次の①～②の行為も禁止されます（法 11 II）。

- ① 貸金業を営む旨の表示又は広告をすること
- ② 貸金業を営む目的をもって、貸付けの契約の締結について勧誘をすること



2. 登録申請書の提出

貸金業の登録を受けようとする者は、登録申請書を提出しなければなりません（法4 I）。

(1) 登録申請書の記載事項

登録申請書に記載が必要な事項は、次のとおりです（法4 I）。

【記載事項】

1. 商号、名称又は氏名と住所
2. その役員^①の氏名、商号又は名称（法人の場合）
3. 政令で定める使用人があるときは、その氏名
4. 法定代理人の氏名、商号又は名称（未成年者の場合）
5. 営業所等の名称と所在地
6. 営業所等ごとに置かれる貸金業務取扱主任者の氏名と登録番号
7. その業務に関して広告又は勧誘をする際に表示等をする営業所等の電話番号その他の連絡先等であって内閣府令で定めるもの
8. 業務の種類と方法
9. 他に事業を行っているときは、その種類

① 役員

役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいいます。

また、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定めるものを含みます（法4 I ②、則2）。

【内閣府令で定める主な者（則2）】

株式会社の場合

1. 当該会社の総株主の議決権の 25/100 を超える議決権に係る株式を自己又は他人の名義で所有している個人
2. 当該会社の親会社の総株主の議決権の 50/100 を超える議決権に係る株式を自己又は他人の名義で所有している個人

② 政令で定める使用人

政令で定める使用人とは、貸金業の登録を受けようとする者の使用人で、貸金業に関し営業所等の業務を統括する者その他これに準ずる者で内閣府令で定めるものをいいます（令3、則3）。

【内閣府令で定める者（則3）】

主たる営業所		1. 業務を統括する者 2. 部長、次長、課長と同等以上の職にあるもので、貸付け、債権の回収及び管理その他資金需要者等の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有する者
従たる営業所	貸付けに関する業務に従事する使用人の数が、50人以上	1. 業務を統括する者 2. 業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
	その他	業務を統括する者



③ 営業所等

営業所等とは、貸金業者又はその代理人が一定の場所で貸付けに関する業務（貸付けの契約の締結並びに貸付けの契約に基づく金銭の交付及び債権の回収）の全部又は一部を継続して営む施設又は設備をいいます。

なお、次の施設・設備を含みます（則 1-5Ⅲ、Ⅳ）。

【営業所等に含まれる施設・設備】

1. 自動契約受付機

2. 現金自動設備（現金自動支払機及び現金自動受払機）

現金自動設備以外の営業所等の同一敷地又は隣接地内に設置されたものは、営業所等とはされません。

3. 代理店

代理店とは、貸金業者の委任を受けて、当該貸金業者のために貸付けに関する業務の全部又は一部を代理した者が、当該業務を営む施設又は設備をいいます。

銀行、長期信用銀行、協同組織金融機関及び株式会社商工組合中央金庫の現金自動設備は、営業所等とはされません。

④ 営業所等の電話番号その他の連絡先等であって内閣府令で定めるもの

内閣府令で定めるものは、次に掲げるものです（則 3-2Ⅰ）。2. 又は 3. を登録申請書に記載する場合には、1. のいずれかを併せて記載しなくてはなりません。

【内閣府令で定めるもの】

1. 電話番号

場所を特定するもの並びに当該場所を特定するものに係る着信課金サービス及び統一番号サービスに係るものに限ります。

2. ホームページアドレス

3. 電子メールアドレス

(2) 登録申請書の提出先

貸金業の登録を受けようとする者は、登録を受ける行政庁【第 1 節 1.(1)】に登録申請書を提出します（法 4Ⅰ）。

3. 登録の実施

登録を受ける行政庁は、貸金業の登録の申請があつた場合には、登録拒否事由【後述】により登録を拒否する場合を除き、次の事項を貸金業者登録簿に登録しなければなりません（法5I）。この貸金業者登録簿は、一般に公開されます（法9）。

登録を受けた行政庁を以下「登録行政庁」といいます。

- 登録申請書記載事項【前述2(1)】
- 登録年月日及び登録番号



第 2 節 登録の拒否

貸金業の登録を受けようとする者が登録拒否事由のいずれかに該当するとき、又は登録申請書もしくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録は拒否されます（法 6）。

登録拒否事由 1

次のいずれかの事由に該当する者は、登録を拒否されます（主要なもの）。登録後に該当することになったときは、登録は取消されます（(2)破産を除く。）（法 24-6-5 I ①）。

(1) 精神障害者

精神の機能の障害により貸金業を適正に行うに当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（法 6 I ①、則 5-2）。

(2) 破産者

破産手続開始の決定を受け、復権を得ない者（法 6 I ②）

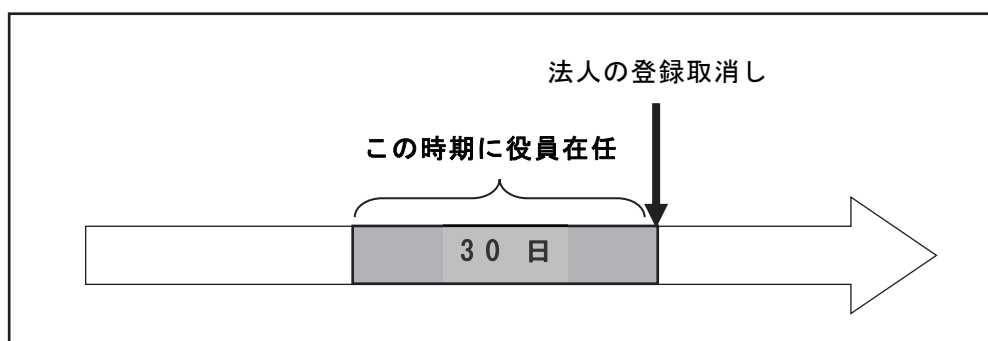
復権とは、破産手続開始に基づいて破産者に発生する各種の資格又は権利についての制限を消滅させ、破産者の本来の法的地位を回復させることをいいます（破産 255 II）。復権を得れば直ちに登録を受けることが可能です。

(3) 登録を取り消された者及びその役員（法 6 I ③）

① 貸金業の登録を取消され★、その取消しの日から 5 年を経過しない者

② 法人業者の登録が取消され★た場合、その取消しの日前 30 日以内にその法人の役員であった者で、その取消しの日から 5 年を経過しないもの

★ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第 12 条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るもの）の取消しも同じ。



(4) 刑に処せられた者（法 6 I ④、⑤）

① 拘禁刑以上の刑

拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者（法 6 I ④）

犯した犯罪の種類は問いません。道交法違反による場合も拒否されます。

② 罰金刑に処せられた者

次に掲げる法律の違反又は犯罪により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者（法 6 I ⑤）

1. 貸金業法
2. 出資法
3. 旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
5. 金融サービスの提供に関する法律
6. 物価統制令第 12 条（貸付けの契約の締結もしくは当該契約に基づく債権の取立てに当たっての違反に限る。以下 7、8 同じ。）
7. 刑法の罪
8. 暴力行為等処罰に関する法律の罪

③ 執行猶予

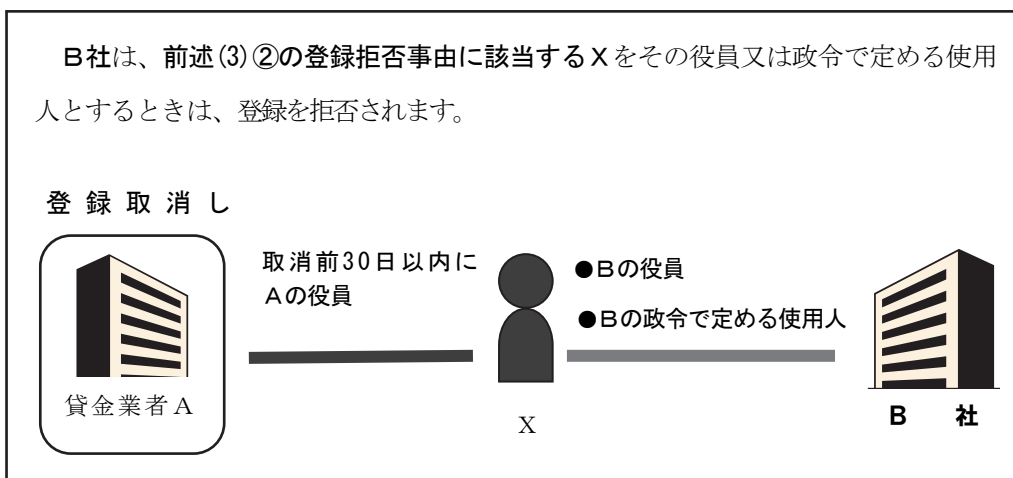
刑に執行猶予が付された場合は、執行猶予の言渡を取り消されることなく猶予期間を経過したときは、その刑に処せられなかったことになり、直ちに登録を受けることができます。



(5) 役員・政令使用人に拒否事由（法人）

法人で、その役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者がいるもの（法 6 I ⑨、則 5-4）

- ① 精神の機能の障害のため貸金業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ② 前述(2)～(4)のいずれかの登録拒否事由



登録拒否事由 2

次のいずれかの事由に該当する者は、登録を拒否されます。登録後に該当することになったときは、登録が取り消され、又は業務停止命令が発せられることがあります（法 24-6-4 I ①）。

(1) 主任者要件

営業所等について貸金業務取扱主任者の設置要件（法 12-3、後述）を欠く者（法 6 I ⑬）

(2) 財産的基礎

純資産額が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額（5,000 万円）に満たない者（法 6 I ⑭、Ⅲ、令 3-2）

民事再生手続又は会社更生手続開始の決定を受け、手続終了前の者については、拒否事由とされません（法 6 I ⑭、則 5-5）。

(3) 体制整備

貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者（法 6 I ⑮）

体制が整備されていると認められない者とは、次の基準のいずれかを欠く者のことをいいます（則 5-7）。

- 定款又は寄附行為の内容が法令に適合していること。
 - 法人業者の場合
 - 常務に従事する役員のうちに、貸付けの業務（銀行業務等他の法令に基づくものを含む。以下、同じ。）に 3 年以上従事した経験を有する者があること。
 - 個人業者の場合
 - 申請者が、貸付けの業務に 3 年以上従事した経験を有する者であること。
- 営業所等（自動契約受付機又は現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うものを除く。）ごとに、貸付けの業務に 1 年以上従事した者が常勤の役員又は使用人として 1 人以上在籍していること。
- 資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資するため十分な社内規則（貸金業の業務に関する責任体制を明確化する規定を含む。）を定めていること。
- 一の指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結するために必要な措置を講じていること。

(4) 兼営事業

他に営む業務が公益に反すると認められる者（法 6 I ⑯）



第3節 登録の効力

貸金業の登録を受けた者は、貸金業者となり、貸金業を営むことができます。

しかし、貸金業者登録簿に登録された営業所等以外に営業所等を設置して貸金業を営むことはできません（法 11Ⅲ）。また、自己の名義をもって、他人に貸金業を営ませることも禁止されます（法 12）。違反は、刑事罰の対象です。

1. 登録の有効期間と更新

(1) 登録の有効期間

貸金業の登録の有効期間は、**3 年**です（法 3Ⅱ）。この期間の経過により登録は効力を失います。

(2) 登録の更新

貸金業者が、登録の有効期間経過後も引き続き貸金業を営むためには、登録の更新が必要です（法 3Ⅱ）。更新を受けようとするときは、登録の**有効期間満了の日の2 月前までに更新を申請しなければなりません**（則 5）。

貸金業者が当該登録の更新の申請をしなかった場合は、登録行政庁は、残貸付債権の状況等に係る報告を求めるとされています（監督指針Ⅲ-3-3(1)）。

2. 登録換え

営業所等の所在地により登録を受ける行政庁が決まります。登録後において、登録を受ける行政庁が変わったときは、改めて登録を受ける必要があります。これを登録換えといいます。

登録換えが必要な場合は、次のとおりです。

【登録換えが必要な場合】

内閣総理大臣 登録の貸金業者	1 の都道府県内にのみ営業所等を有することとなった。	営業所等の所在地の知事 の登録が必要
都道府県知事 登録の貸金業者	営業所等を廃止し、他の 1 の都道府県内にのみ営業所等を設置することとなった。	
	2 以上の都道府県内に営業所等を有することとなった。	内閣総理大臣 の登録が必要

貸金業者は、登録を受けた後、前頁表の一に該当して引き続き貸金業を営もうとする場合において、新登録を受けようとするときは、**その者が現に受けている登録をした財務局長もしくは福岡財務支局長又は都道府県知事を経由して登録の申請をしなければなりません(則6I)。**

新登録がなされると、従来の登録はその効力を失います(法7)。

第4節 変更の届出

貸金業者は、登録事項を変更するときは、次のとおり、その変更事項を登録行政庁に届け出なければなりません(法8I)。

【変更事項と届出時期(一部)】

変更事項	届出の時期
1. 営業所等の名称と所在地 (前頁 登録換えが必要な場合を除く。) 2. その業務に関する広告・勧誘の際に表示等をする営業所等の電話番号その他の連絡先等	あらかじめ
3. 商号、名称又は氏名と住所 4. その役員の氏名、商号又は名称(法人業者の場合) 5. 政令で定める使用人があるときは、その氏名 6. 営業所等ごとに置かれる貸金業務取扱主任者の氏名と登録番号 7. 業務の種類と方法 8. 他に事業を行っているときは、その種類	変更の日から 2週間以内

第 5 節 廃業等の届出

1. 失効事由と届出

貸金業者が下表に掲げる登録失効事由に該当したときは、貸金業の登録はその効力を失います（法 10Ⅱ）。この場合、各届出義務者は、各届出期間内に、その旨を登録行政庁に届け出なければなりません（法 10Ⅰ）。

【失効事由等】

登録の失効事由	届出義務者	届出期間
死 亡	その相続人	死亡を知った日から 30 日以内
合併による消滅	消滅した法人を代表する役員であった者	その日から 30 日以内
破産手続開始の決定	破産管財人	
合併、破産手続開始の決定以外の解散	清算人	
貸金業の廃止	貸金業者であった個人又は貸金業者であった法人を代表する役員	
金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第 12 条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けた	当該登録を受けた者	

2. 死亡の特例

貸金業者が死亡した場合、相続人（2 人以上の場合に、その全員の同意により事業を承継する相続人を選定したときは、その者）は、次の①～②の期間内は、引き続き貸金業を営むことができます（期間内の営業については貸金業者とみなされます。）（法 10Ⅲ）。

- ① 被相続人の死亡後 60 日間（登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）
- ② 相続人が①の期間内に貸金業の登録を申請した場合は、①の期間の経過後、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間

第 6 節 開始等の届出

1. 開始等の届出

貸金業者は、次のいずれかに該当するときは、その日から 2 週間以内に、その旨をその登録行政庁に届け出なければなりません（法 24-6-2、則 26-25）。

【登録拒否事由該当】

1. 前述**登録拒否事由 1.** (1) 精神障害者又は(4) 刑に処せられた者に該当することとなったとき。
2. その役員又は政令使用人が、前述**登録拒否事由 1.** (1) 又は(4) に該当することとなった事実を知ったとき★
★ 役員の破産を知ったことは、届出事由に該当しない。
3. 営業所等について法 12 条の 3（貸金業務取扱主任者の設置）に規定する要件を欠くことになった【**登録拒否事由 2. (1)**】とき。
4. 純資産額が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たなくなった【**登録拒否事由 2. (2)**】ことを知ったとき。

【その他の事由】

1. 貸金業（貸金業の業務に関する広告もしくは勧誘又は貸付けの契約に基づく債権の取立てに係る業務を含む。）を開始し、休止し、又は再開したとき。
2. 第三者に貸金業の業務の委託を行ったとき、又は当該業務の委託を行わなくなったとき。
3. 貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡したとき（法令の規定により法第 24 条の規定を適用しないこととされる場合を除く。）
4. 特定の保証業者との保証契約の締結を貸付けに係る契約の締結の通常条件とすることとなったとき。
5. 指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結したとき、又は当該信用情報提供契約を終了したとき。
6. 貸金業協会に加入又は脱退したとき。
7. 役員又は使用人に貸金業の業務に関し法令に違反する行為又は貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為があったことを知ったとき。

2. 不祥事件

◇監督指針 II-2-8

1. 施行規則第26条の25第1項第4号に規定する「役員又は使用人に貸金業の業務に関し法令に違反する行為又は貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為」（以下「不祥事件」という。）とは、**貸金業の業務に関し法令に違反する行為**の外、次に掲げる行為が該当する。
 - ① 貸金業の業務に関し、資金需要者等の利益を損なうおそれのある詐欺、横領、背任等
 - ② 貸金業の業務に関し、資金需要者等から告訴、告発され又は検挙された行為
 - ③ その他貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって、上記に掲げる行為に準ずるもの
2. 貸金業者において不祥事件が発覚し、当該貸金業者から第一報があった場合は、**以下の点を確認する**。貸金業者から第一報がなく届出書の提出があった場合にも、同様の取扱いとする。
 - ① 社内規則等に則った内部管理部門への迅速な報告及び経営陣への報告
 - ② 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等への通報
 - ③ 独立した部署（内部監査部門等）での不祥事件の調査・解明の実施
3. 不祥事件と貸金業者の業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証を行うこととする。
 - ① 不祥事件の発覚後の対応は適切か。
 - ② 不祥事件への経営陣の関与はないか、組織的な関与はないか。
 - ③ 不祥事件の内容が資金需要者等に与える影響はどうか。
 - ④ 内部牽制機能が適切に発揮されているか。
 - ⑤ 再発防止のための改善策の策定や自浄機能は十分か、関係者の責任の追及は明確に行われているか。
 - ⑥ 資金需要者等に対する説明や問い合わせへの対応等は適切か。
4. 不祥事件の届出があった場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等について**深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者の自主的な業務改善状況を把握することとする**。更に、**資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令を発出することとする**。

第3章

貸金業務取扱主任者

第 3 章

貸金業務取扱主任者

第 1 節 貸金業務取扱主任者とは

1. 貸金業務取扱主任者とは

貸金業務取扱主任者（以下、主任者といいます。）とは、貸金業務取扱主任者資格試験（以下、資格試験といいます。）に合格し、貸金業務取扱主任者の登録（以下、主任者登録といいます。）を受けた者をいいます。

貸金業者は、営業所等ごとに、主任者を置くことが義務づけられています（法 12-3 I）。

(1) 助言・指導

貸金業者は、主任者に、営業所等における貸金業の業務に従事する使用人その他の



従業者に対する助言又は指導で、貸金業に関する法令（条例を含む。）の規定を遵守してその貸金業の業務を適正に実施するために必要なものを行わせなければなりません（法 12-3 I）。また、主任者が助言又は指導に係る職務を適切に遂行できるよう必要な配慮を行うことも求められます（法 12-3 II）。

貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者は、主任者が行う助言を尊重し、指導に従わなくてはなりません（法 12-3 II）。

(2) 氏名の明示

貸金業者は、貸金業の業務を行うに当たり資金需要者等からの請求があったときは、その業務を行う営業所等の主任者の氏名を明らかにしなければなりません（法 12-3 IV）。

第 2 節 貸金業務取扱主任者の登録

1. 登録事項と登録行政庁

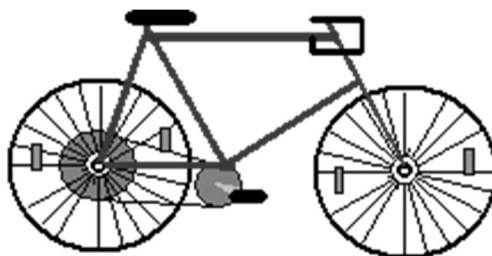
主任者登録は、内閣総理大臣が、貸金業務取扱主任者登録簿（以下、登録簿といいます。）に次の登録事項を記載して行います（法 24-25Ⅳ、則 26-51Ⅰ）。

【登録事項】

1. 氏名、生年月日、住所
2. 本籍（日本の国籍を有しない者は、その国籍）及び性別
3. 資格試験の合格年月日及び合格証書番号
4. 貸金業者の業務に従事する者は、当該貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号
5. 登録番号及び登録年月日

2. 主任者登録を受けることができる者

資格試験に合格した者は、内閣総理大臣に対し、主任者登録を申請することができます（法 24-25Ⅰ）。主任者登録を受けようとするときは、登録の申請の日前 6 月以内に行われる登録講習機関の行う講習を受けなければなりません。ただし、資格試験に合格した日から 1 年以内に登録を受けようとするときは、受講は不要です（法 24-25Ⅱ）。



3. 登録の拒否

登録申請者が登録拒否事由のいずれかに該当するとき、又は登録申請書もしくは添付書類のうちに虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けているときは、主任者登録は拒否されます（法 24-27 I）。

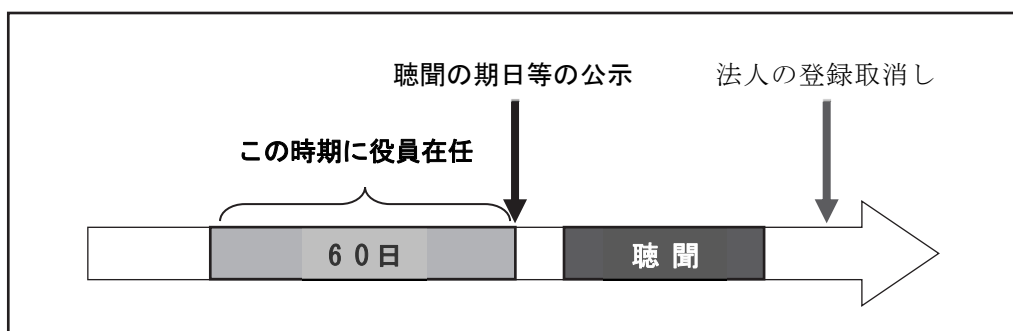
主な登録拒否事由として、次のものがあります。

① 精神障害者

精神の機能の障害のため**貸金業務取扱主任者の職務を適正に執行する**に当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（法 24-27 I ①、則 26-52-2）

② 貸金業の登録等を取り消された法人の役員であった者

その取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前 60 日以内に在任した者に限り、その取消しの日から 5 年間、登録を拒否されます（法 24-27 I ③）。



③ 刑に処せられた者

貸金業の登録拒否事由と同じです（法 24-27 I ④、⑤）。

④ 主任者登録の取消しの処分を受けた者

その取消しの日から 5 年間、登録を拒否されます（法 24-27 I ⑦）。

その他、貸金業の登録の**登録拒否事由 1**と同様の拒否事由が定められています。

4. 登録の取消し

内閣総理大臣は、主任者がその職務に関し貸金業に関する法令の規定に違反したとき、又は著しく不適当な行為を行ったときは、主任者登録を取り消すことができます（法 24-30④）。

5. 登録の失効

登録の有効期間は 3 年です。登録はこの期間の経過により効力を失います（法 24-25 III）。

期間経過後も主任者であるためには、主任者登録の更新が必要です。更新は申請により行ないます（法 24-32 I）。更新の手続は新規の登録と同じです（法 24-32 II）。

第 3 節 貸金業務取扱主任者の設置

1. 設置義務の内容

(1) 主任者の数

貸金業者は、営業所等ごとに、営業所等において貸金業の業務に従事する者の数に対する主任者の数の割合が 1/50 以上となる数の主任者を置かなければなりません（法 12-3 I、則 10-8）。

【設置すべき主任者の数】

営業所等において貸金業の業務に従事する者の数／50

小数点以下、切り上げ

(2) 貸金業の業務

貸金業の業務とは、貸付け及びそれに付随する業務であって、社会通念上、その遂行の影響が資金需要者等に及ぶと認められるものをいいます。

人事、経理及び総務などの内部事務に関する業務ならびにシステム管理などの業務は、特別な事情がない限り、貸金業の業務には当たりません。

(3) 設置の要件

営業所等に置く主任者は、当該営業所等において常時勤務する者であることが必要です。また、他の営業所等の主任者として貸金業者登録簿に登録されている者は、変更の届出をしなければ、主任者として置くことはできません。

ただし、次の営業所等に置く主任者については、これらの要件は必要ありません（則 10-7）。

- 自動契約受付機又は現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行う営業所等
- 代理店（当該代理店が貸金業者である場合に限る。）

◇監督指針 II-2-9

「常時勤務する者」とは、営業時間内に営業所等に常時駐在する必要はないが、所属する営業所等が一つに決まっているだけでは足りない。

社会通念上、常時勤務していると認められる実態を必要とする。

(4) 猶予期間

貸金業者は、予見し難い事由により、営業所等における主任者の数が法定の数を下回ったときは、2週間以内に、必要な措置をとらなければなりません（法 12-3Ⅲ）。

◇監督指針 II-2-9

「予見し難い事由」とは、急な死亡や失踪など限定的に解釈されるべきである。会社の都合や定年による退職などは含まれない。

◇監督指針 II-2-9

「必要な措置」とは、主任者の設置又は当該営業所の廃止などである。



2. 従業者名簿

(1) 作成

貸金業者は、営業所等ごとに、従業者名簿を備え、従業者について法定の事項を記載しなければなりません（法 12-4Ⅱ、則 10-9-2Ⅰ）。

記載事項には、①貸金業務取扱主任者であるか否かの別、②貸金業務取扱主任者であるときは、その登録番号が含まれます。

(2) 保存

貸金業者は、最終の記載をした日から 10 年間、従業者名簿を保存することが義務づけられます（法 12-4Ⅱ、則 10-9-2Ⅲ）。

3. 従業者証

(1) 携帯

貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書（以下、「従業者証」という。）を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはなりません（法 12-4Ⅰ）。

①貸金業者が受け入れた派遣社員や②業務委託先又は代理店に属する者は、その他の従業者に含まれます。

(2) 例外

次の業務に従事する従業者には、従業者証を携帯させる必要はありません（則 10-9Ⅱ）。

- ① 勧誘を伴わない広告のみを行う業務
- ② 営業所等において資金需要者等と対面することなく行う業務

(3) 提示

従業者は、貸金業の業務に従事する際、相手方の請求があったときは、従業者証を提示しなければなりません（則 10-9Ⅲ）。

第4章

經營管理

第4章 経営管理

第1節 経営管理等 監督指針Ⅱ-1

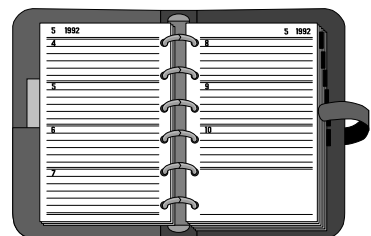
貸金業者向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」といいます。）によれば、経営管理等に関し、監督当局が貸金業者の監督に当たっての主な着眼点としている事項は以下のとおりです（監督指針Ⅱ-1(1)）。

1. 経営陣は、法令等遵守や適正な業務運営を確保するため、内部管理部門及び内部監査部門の機能強化など、内部管理態勢の確立・整備に関する事項を経営上の最重要課題の一つとして位置付け、その実践のための具体的方針の策定及び周知徹底について、誠実かつ率先して取り組んでいるか。

なお、監督指針でいう「内部管理部門」とは、法令及び社内規則等を遵守した業務運営を確保するための内部事務管理部署、法務部署等をいう。また、「内部監査部門」とは、営業部門から独立した検査部署、監査部署等をいい、内部管理の一環として被監査部門等が実施する検査等を含まない。

2. 経営陣は、利益相反が生じる可能性のある業務に係る内部牽制や営業店長の権限に応じた監視などについて、内部管理部門が顧客対応を行う部署に対し、適切な業務運営を確保するためのモニタリング・検証及び改善策の策定等を行う態勢を整備しているか。
3. 経営陣は、貸金業務に関する内部監査部門による内部監査（以下「内部監査」という。）の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分に発揮できる態勢を構築しているか。また、内部監査の結果について、改善策を策定・実施するなど適切な措置を講じているか。
4. 内部管理部門において、業務運営全般に関し、法令及び社内規則等に則った適正な業務を遂行するための適切なモニタリング・検証が行われているか。また、重大な問題等を確認した場合、経営陣に対し適切に報告が行われているか。
5. 内部監査部門は、被監査部門に対して十分な牽制機能が働くよう、被監査部門から独立した実効性のある内部監査が実施できる態勢となっているか。

6. 貸金業者の規模等を踏まえ、外部監査を導入する方が監査の実効性があると考えられる場合には、内部監査に代え外部監査を利用しても差し支えない。この場合においては、外部監査人に対して、監査目的を明確に指示し、監査結果を業務改善に活用するための態勢を整備しているか。
7. 他に貸金業の業務に従事する者がいない個人の貸金業者においては、内部監査に代わる措置を利用する場合には、以下のような態勢を整備しているか。
- 外部監査を利用する場合は、外部監査人に対して、監査目的を明確に指示し、監査結果を業務改善に活用するための態勢を整備しているか。
 - 自己の行う貸金業に関する業務の検証を行う場合には、以下の点を踏まえ、業務の適切性を確保するために十分な態勢を整備しているか。
 - 自己検証を実施するために十分な時間が確保されているか。
 - 自己検証を実施するに際し、自己検証リストに基づき自社の社内規則等を参考に自己検証項目を設定しているか。
 - 自己検証を実施する頻度が少なくとも月1回以上となっているか。
 - 実施した自己検証を記録し、少なくとも3年間保存することとされているか。



第2節 法令等遵守態勢等 監督指針Ⅱ-2-1

1. 貸金業者が貸金市場の担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令及び社内規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることは、貸金業者に対する資金需要者等からの信頼を確立することとなり、ひいては貸金市場の健全性を確保する上で極めて重要である。
2. 貸金業者は、適正な業務運営を確保する観点から、業務に関して適切な社内規則等を定め、不断の見直しを行うとともに、役員及び貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者（以下「役職員」という。）に対して社内教育を行うほか、その遵守状況を検証する必要がある。
3. 社内規則等については、**貸金業者のそれぞれの規模・特性に応じて、創意・工夫を生かし、法令及び法の趣旨を踏まえ自主的に策定する必要があるが、その内容については協会の策定する自主規制規則に則った内容が求められる。**
4. 貸金業者の監督に当たっては、例えば、「**①コンプライアンスに係る基本的な方針、具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）や行動規範（倫理規程、コンプライアンス・マニュアル）等が策定され、定期的又は必要に応じ、見直しが行われているか。②特に、業績評価や人事考課等において収益目標（ノルマ）に偏重することなく、コンプライアンスを重視しているか。また、③これらの方針等は役職員に対して周知徹底が図られ、十分に理解されるとともに、日常の業務運営において実践されているか。**」に留意するものとする。

第3節 顧客等に関する情報管理態勢 監督指針II-2-2

監督指針によれば、顧客等に関する情報管理態勢に関し、監督当局が貸金業者の監督に当たって主な着眼点としている事項は以下のとおりです（監督指針II-2-2(1)）。

1. 法令等を踏まえた社内規則等の整備

社内規則等において、法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、適切な顧客等に関する情報管理のための方法及び組織体制の確立（部門間における適切なけん制の確保を含む。）等を具体的に定めているか。

2. 法令等を踏まえた顧客等に関する情報管理に係る実施態勢の構築

① 顧客等に関する情報管理態勢に係る着眼点

- 顧客等に関する情報へのアクセス管理の徹底（アクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等）、内部関係者による顧客等に関する情報の持出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスからの防御等情報管理システムの堅牢化、営業所等の統廃合等を行う際の顧客等に関する情報の漏えい等の防止などの対策を含め、顧客等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる態勢となっているか。

また、特定役職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する役職員への管理・けん制の強化を図る等、顧客等に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。

- 顧客等に関する情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった資金需要者等への説明、**当局への報告**及び必要に応じた公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。

② 個人情報保護に関する着眼点

クレジットカード情報等については、以下の措置が講じられているか。

- クレジットカード情報等について、利用目的その他の事情を勘案した適切な保存期間を設定し、保存場所を限定し、**保存期間経過後適切かつ速やかに廃棄しているか。**
- 業務上必要とする場合を除き、クレジットカード情報等をコンピューター画面に表示する際には、カード番号を全て表示させない等の適切な措置を講じているか。
- 独立した内部監査部門において、クレジットカード情報等を保護するためのルール及びシステムが有効に機能しているかについて、定期的又は随時に内部監査を行っているか。

③ 法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止に係る着眼点

法人関係情報を入手し得る立場にある役職員が当該法人関係情報に関連する有価証券の売買その他の取引等を行った際には報告を義務付ける等、不公正な取引を防止するための適切な措置を講じているか。

3. 内部管理部門等による実効性確保のための措置

顧客等に関する情報管理について、内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、その実施状況を把握・検証しているか。また、当該検証等の結果に基づき、態勢の見直しを行うなど、顧客等に関する情報管理の実効性が確保されているか。

4. 個人データの第三者提供に関して、金融分野ガイドライン等を遵守するための措置

第三者提供の同意の取得にあたって、優越的地位の濫用や個人である資金需要者等との利益相反等の弊害が生じるおそれがないよう留意しているか。例えば、個人である資金需要者等が、第三者提供先や第三者提供先における利用目的、提供される情報の内容について、過剰な範囲の同意を強いられる等していないか。



第4節 外部委託

1. 外部委託と届出

貸金業者が貸金業の業務を第三者に委託（以下、外部委託といいます。）することは禁止されていません。しかし、外部委託を行なった場合は、2週間以内にその旨を登録行政庁に届け出なければなりません。委託を行なわなくなったときも同様です（法 24-6-2④、則 26-25⑥）。

◇監督指針 II-2-3(1)③

外部委託には、**①形式上、外部委託契約が結ばれていなくともその実態において外部委託と同視しうる場合**や**②当該外部委託された業務等が海外で行われる場合**も含む。

2. 外部委託の際講ずる措置

貸金業者が外部委託をする場合には、その業務の内容に応じ、次の措置を講ずる必要があります（則 10-5）。

— 当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

— 当該業務の委託を受けた者（以下、「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

— 受託者が行う当該業務に係る資金需要者等からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

— 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、当該業務に係る資金需要者等の保護に支障が生じること等を防止するための措置

— 貸金業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る資金需要者等の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

3. 監督における留意点

◇監督指針 指針Ⅱ-2-3（抄）

貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。

- ① 委託先における法令等遵守態勢の整備について、必要な指示を行うなど、適切な措置が確保されているか。また、外部委託を行うことによって、検査や報告命令、記録の提出など監督当局に対する義務の履行等を妨げないような措置が講じられているか。
- ② 委託契約によっても当該貸金業者と資金需要者等との間の権利義務関係に変更がなく、資金需要者等に対しては、当該貸金業者自身が業務を行ったものと同様の権利が確保されていることが明らかとなっているか。
- ③ 委託業務に関して契約どおりサービスの提供が受けられない場合、貸金業者は顧客利便に支障が生じることを未然に防止するための態勢を整備しているか。
- ④ 委託先における目的外使用の禁止も含めて顧客等に関する情報管理が整備されており、委託先に守秘義務が課せられているか。
- ⑤ 外部委託先において漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに委託元に報告される体制になっていることを確認しているか。
- ⑥ 外部委託先による顧客等に関する情報へのアクセス権限について、委託業務の内容に応じて必要な範囲内に制限しているか。その上で、外部委託先においてアクセス権限が付与される役職員及びその権限の範囲が特定されていることを確認しているか。さらに、アクセス権限を付与された本人以外が当該権限を使用すること等を防止するため、外部委託先において定期的又は随時に、利用状況の確認（権限が付与された本人と実際の利用者との突合を含む。）が行われている等、アクセス管理の徹底が図られていることを確認しているか。
- ⑦ 二段階以上の委託が行われた場合には、外部委託先が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについて確認しているか。また、必要に応じ、再委託先等の事業者に対して貸金業者自身による直接の監督を行っているか。
- ⑧ 委託業務に関する苦情等について、資金需要者等から委託元である貸金業者への直接の連絡体制を設けるなど適切な苦情相談態勢が整備されているか。

第5節 システムリスク管理態勢 監督指針Ⅱ-2-4

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備もしくはコンピュータが不正に使用されることにより、資金需要者等又は貸金業者が損失を被るリスクをいいます。

貸金業者においてシステム障害や**サイバーセキュリティ事案**が発生した場合は、その影響は単に一貸金業者にとどまらないことから、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要です。

サイバーセキュリティ事案

情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、**サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行やDDoS攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案**をいいます。

監督当局は、システムリスク管理体制の検証において、例えば、以下のような点に留意することとされています（監督指針Ⅱ-2-4）。

1. 情報セキュリティ管理

貸金業者が責任を負うべき資金需要者等の重要情報を網羅的に洗い出し、把握、管理しているか。

資金需要者等の重要情報の洗い出しにあたっては、業務、システム、外部委託先を対象範囲とし、例えば、**通常の業務では使用しないシステム領域に格納されたデータ等**を洗い出しの対象範囲としているか。

2. サイバーセキュリティ管理

インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、**可変式パスワードや電子証明書などの、固定式のID・パスワードのみに頼らない認証方式やログインパスワードとは別の取引用パスワードの採用**のような取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。

3. システム監査

システム部門から独立した内部監査部門において、システムに精通した監査要員による定期的なシステム監査が行われているか。なお、外部監査人によるシステム監査を導入する方が監査の実効性があると考えられる場合には、内部監査に代え外部監査を利用して差し支えない。

4. 外部委託管理

外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続、提供されるサービス水準等を定めているか。また、外部委託先の役職員が遵守すべきルールやセキュリティ要件を外部委託先へ提示し、契約書等に明記しているか。

外部委託先が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか。

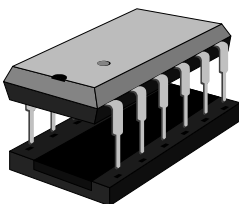
5. コンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）

コンティンジェンシープランの策定に当たっては、その内容について客観的な水準が判断できるもの（「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）策定のための手引書」）を根拠としているか。

コンティンジェンシープランは、他の貸金業者におけるシステム障害等の事例や中央防災会議等の検討結果を踏まえるなど、想定シナリオの見直しを適宜行っているか。

6. 障害発生時の当局の対応

コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実についての当局あて報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」にて当局あて報告を求める。また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求める（ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも 1 か月以内に現状について報告を行うこと。）とされています。



第 6 節 反社会的勢力による被害の防止 監督指針Ⅱ-2-6

公共性を有し、経済的に重要な機能を営む貸金業者においては、貸金業者自身や役職員のみならず、顧客等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められます。

反社会的勢力のとらえ方

暴力、威力と詐欺の手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である（平成 23 年 12 月 22 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」）。

①反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消するための態勢整備及び②反社会的勢力による不当要求に適切に対応するための態勢整備の検証について、監督当局は、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとされています（監督指針Ⅱ-2-6）。

1. 反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築

- ① 反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。
- ② 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新（情報の追加、削除、変更等）する体制となっているか。また、当該情報の収集・分析等には、グループ内で情報の共有に努め、業界団体等から提供された情報を積極的に活用しているか。さらに、当該情報を取引先の審査や当該貸金業者における株主の属性判断等を行う際に、適切に活用する体制となっているか。

2. 適切な事前審査の実施

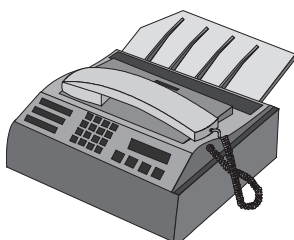
- ① 反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止しているか。
- ② 提携ローン（４者型）については、暴力団排除条項の導入を徹底の上、貸金業者が自ら事前審査を実施する体制を整備し、かつ、提携先の信販会社における暴力団排除条項の導入状況や反社会的勢力に関するデータベースの整備状況等を検証する態勢となっているか。

3. 反社会的勢力との取引解消に向けた取組み

- ① 平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密に連携しつつ、株式会社整理回収機構のサービサー機能を活用する等して、反社会的勢力との取引の解消を推進しているか。
- ② いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には、資金提供や不適切・異例な取引を行わない態勢を整備しているか。

4. 反社会的勢力による不当要求への対処

- ① 反社会的勢力からの不当要求があった場合には積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこととしているか。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこととしているか。
- ② 反社会的勢力からの不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこととしているか。



第 5 章

禁 止 行 為

第5章 禁止行為

1. 禁止行為

貸金業者は、その貸金業の業務に関し、次の行為が禁止されます（法 12-6）。

1. 資金需要者等に対し、虚偽のことを告げる行為 「告げる」行為は、口頭によるものに限りません。	刑事罰あり
2. 資金需要者等に対し、不確実な事項について、断定的判断を提供し又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為	刑事罰なし
3. 保証人となろうとする者に対し、主たる債務者の弁済が確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為	
4. 資金需要者等に対し、貸付けの契約の内容のうち重要な事項を告げない行為 「告げない」行為も、口頭によるものに限りません。 ◇監督指針Ⅱ-2-10(2)① 次のような行為は、この禁止行為に該当するおそれ大きい。 ●資金需要者等から契約の内容について問合せがあったにもかかわらず、当該内容について回答せず、資金需要者等に不利益を与えること。 ●資金需要者等が契約の内容について誤解していること又はその蓋然性が高いことを認識しつつ、正確な内容を告げず、資金需要者等の適正な判断を妨げること。	
5. その他、偽りその他不正又は著しく不当な行為 「不正な」行為とは、違法な行為をいいます。 「不当な」行為とは、客観的に見て、実質的に妥当性を欠く又は適当でない行為で、違法な程度にまで達していない行為をいいます（監督指針Ⅱ-2-10(2)②）。	

◇監督指針 Ⅱ-2-10(2)②

貸金業者が次のような行為を行う場合は、偽りその他不正又は著しく不当な行為に該当するおそれ大きい。

- ① 契約の締結又は変更に際して、
 - 白紙委任状及びこれに類する書面を徴求すること。
 - 合理的理由がないのに、過大な担保又は保証人を徴求すること。
 - クレジットカードを担保として徴求すること。
 - 資金需要者等に対し、借入申込書等に年収等の重要な事項について虚偽の内容を記入するなど虚偽申告を勧めること。
- ② 顧客の債務整理に際し、帳簿に記載されている内容と異なった貸付けの金額や貸付日などを基に残存債務の額を水増しし、和解契約を締結すること。
- ③ 資金需要者等が身体的・精神的な障害等により契約の内容が理解困難なことを認識しながら、契約を締結すること。
- ④ 資金需要者等が障害者である場合で、その家族等のコミュニケーションを支援する者が存在する場合に、当該支援者を通じて資金需要者等に契約内容を理解してもらう等の努力をすることなく、単に障害があることを理由として契約締結を拒否すること。
- ⑤ 資金逼迫状況にある資金需要者等の弱みにつけ込み、貸付けの契約の締結と併せて自己又は関連会社等の商品又はサービスの購入を強制すること。
- ⑥ 確定判決（消費者庁等によって公表されているものに限る。）において消費者契約法の規定より無効であるとされた条項と同一内容の条項を含む貸付けに係る契約（消費者契約に限る。）を締結すること。



2. 貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

協会員は、貸付けの契約の内容のうち、「重要な事項」（資金需要者等の利害に関する事項であって、当該契約の締結及び変更にあたり、その意思決定に影響を及ぼす事項をいう。）については、資金需要者等の利益に配慮した取扱いを行うものとし、特に、以下に掲げる事由については、その取扱いに留意するものとする（自規則 13）。

- ① 貸付けの利率の引上げ
- ② 返済の方式の変更
- ③ 賠償額の予定額の引上げ
- ④ 債務者が負担すべき手数料等（債務の元本額及び利息を除く。）の引上げ
- ⑤ 以下、略

3. 生命保険契約等の締結に係る制限

貸金業者は、貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によって保険金の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合には、自殺による死亡を保険事故としてはいけません。

ただし、住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約の相手方等を除きます（法 12-7）。

住宅資金貸付契約

住宅の建設もしくは購入に必要な資金（住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいいます（法 2XVII）。

